

### (3) 様々な状況の申込み

#### 転職予定がある方の申込み（転職特例）

申込み締切日の翌日以降から入所希望月の1日までに退職し、転職する予定がある方は、必ず申告をしてください。原則、「就労内定」の指数ですが、以下の条件に該当すると、特例として、「就労内定」の指数ではなく、「就労」の指数で入所選考します（P30 参照）。

転職前と転職後の指数を比較し、より低い指数での入所選考となります。

条件① 現在の仕事の退職日から1か月以内に転職し、勤務を開始すること。

条件② 必要書類をご提出いただくこと。

#### 4月入所

転職前	転職後	
<b>申込時点</b> ・新職の就労証明書 （内定段階のもの） ・現在の勤務先の就労証明書 ・転職に関する誓約書	<b>締切日：就労開始日から2週間後</b> ・新職の勤務開始後の就労証明書 ・前職の離職日がわかるもの （離職票、源泉徴収のコピー）	<b>現況届(継続通園) 手続き時点(5月頃)</b> ・新職の1か月分の就労実績が記載された 就労証明書

※ 4月2日以降に退職する方は、転職特例の対象外となります。

#### 5～3月入所

転職前	転職後
<b>申込時点</b> ・新職の就労証明書 （内定段階のもの） ・現在の勤務先の就労証明書 ・転職に関する誓約書	・新職の勤務開始後の就労証明書 ・前職の離職日がわかるもの(離職票、源泉徴収票のコピー)

#### 求職中・就労内定中の方の申込み

求職中・就労内定中の方も申込みができます。入所後、期限までに就労を開始し、書類を提出いただくと、利用要件が「求職中」や「就労内定」から「就労」に変わり、最長就学前まで利用できます。期限内に勤務が開始できない場合は、退所となる場合があります。また、就労要件が認められるためには、月48時間以上の就労が必須条件となります。

#### 期限

「求職」を理由に入所 …………… 入所日より4か月目の1日までに勤務を開始

「就労内定」を理由に入所 …… 入所月中に勤務を開始

#### 提出書類

勤務開始後の「就労証明書」及び「家庭状況変更届」

# 出産予定の方の申込み

「出産」の事由で申込みをした場合、利用期間は出産予定月を中心とした前後2か月の計5か月です。申請の際に母子手帳の表紙のコピーと、予定日の記載があるページのコピーをご提出ください。

# 区外から板橋区の保育園への申込み

- 申込み先 ..... ①板橋区に転入予定がある方  
板橋区に直接申込みしてください。(電子・郵送可)
  - ..... ②板橋区へ転入予定のない方  
住民登録がある区市町村の保育園等入園担当窓口
  - 申込み受付期間 ..... 板橋区の申込み受付期間 (P11 参照)
  - 申込み書類 ..... 板橋区様式の必要書類 (P16 ~ 17 参照)
  - 希望施設 ..... 板橋区と、他の自治体の保育施設を希望する場合、希望施設はすべての自治体の保育施設名を希望する順番にご記入ください。  
例) 板橋区と練馬区の保育園を同時に希望する場合  
第1希望 板橋区の●●保育園  
第2希望 練馬区の△△保育園  
第3希望 板橋区の・・・
- 園コードは板橋区の保育施設のみ  
ご記入ください。

## ①板橋区へ転入予定がある方

転入予定のある方が、板橋区民(同等扱い)として申込むためには、入所希望月の1日までに板橋区に住民票の異動を完了していることが条件となります(板橋区へ転入後に、あらためて、「**1** 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の提出が必要となります)。申込み時の必要書類についてはP16~17をご参照ください。  
※板橋区外の認可保育施設に在園中で、板橋区内の認可保育施設へ転園を希望する場合は、「保護者世帯にかかわる調整指数<sup>⑬</sup>」の1点が加点されます。申込締切日までに「保育施設等在園証明書」の提出が必要になります。

## ②板橋区へ転入予定がない方

入所選考は板橋区民の方を優先しており、練馬区民の方を含め転入予定のない方は、指数において減算となりますが、加算項目があっても適用にはなりません。  
また、下表のとおり申込み制限を設けています(練馬区民を除く)。

板橋区に転入予定のない方の申込み制限表		4月入所	5月～9月入所	10月～3月入所
区立保育園	0～3歳児	×	×	△
	4・5歳児	△	△	○
私立保育園 認定こども園	0～3歳児	×		○
	4・5歳児	○		○
地域型保育施設(※2)	0～2歳児	×		○

○…申込み可 ×…申込み不可 △…保護者のどちらかが在勤(※1)している場合のみ申込み可  
 (※1)「在勤」とはすでに板橋区内で就労していることを指します(育児休業を含む)。就労内定は対象外です。  
 (※2)家庭福祉員、ベビールームへの申込みはできません(練馬区民を含む)。  
 (※3)要支援児は申込みができません(練馬区民を含む)。  
 (※4)「育児休業を取得しており、希望する施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」での申込みは受付しておりません(練馬区民を含む)。

# 板橋区外の保育園への申込み

板橋区に住民登録のある方が、転出予定で板橋区外の保育園に申込む場合は、希望先の自治体に直接申込みをしてください。申込み締切日、必要書類等は自治体により異なります。また、申込み制限を設けている場合がありますので、申込み前に希望の自治体に必ずご確認ください。  
 ※転出予定のない方が板橋区外の保育園に申込む場合の申込み窓口は、板橋区役所保育サービス課入園相談係のみとなります。(電子・郵送不可)